

日調連発第183号  
令和6年9月18日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

郵便料金の変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱いの  
周知について（依頼）

標記について、法務省民事局民事第二課から、本年10月1日からの郵便料金の変更に当たり、不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱いについて別添のとおり情報提供がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、下記のURLについても参照願います。

記

○ 法務局のウェブサイト

令和6年10月1日からの各種登記手続における郵便料金の取扱いについて

(2024年9月11日)

[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000001\\_00012.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00012.html)

○ 日本郵便のウェブサイト

郵便料金の改定および新料額の普通切手の発行などについて（2024年6月13日）

[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2024/00\\_honsha/0613\\_01.html](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2024/00_honsha/0613_01.html)



事務連絡  
令和 6 年 9 月 1 1 日

法務局民事行政部首席登記官 殿  
地方法務局首席登記官 殿  
東京法務局民事行政部電子認証管理官 殿（参考）

法務省民事局民事第二課 河瀬補佐官  
法務省民事局商事課 三井補佐官

郵便料金の変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱い  
について

郵便料金については、別添のとおり本年 10 月 1 日から変更されるところで  
すが、当該変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務（電子証明書の  
発行申請に係る事務を含む。）の取扱いについては、下記のとおりとしますの  
で、連絡します。

なお、本事務連絡の内容は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士  
会連合会にも周知するほか、法務局ホームページに掲載することとしています  
ので、申し添えます。

#### 記

1 不動産登記及び商業・法人登記の登記申請人等又は登記事項証明書の交付  
請求人（以下「申請人等」という。）が、登記完了書類等又は登記事項証明  
書等の郵送による交付のため、変更前の郵便料金（以下「旧料金」という。）  
に相当する額の郵便切手を登記所に提出した上で登記の申請等又は登記事項  
証明書等の交付の請求（以下「申請等」という。）を行い、本月 30 日まで  
に受付がされた場合には、その発送が本年 10 月 1 日以降となる場合であっ  
ても、申請人等は、旧料金を負担すれば足りるものとする。

なお、本年 10 月 1 日以降に申請等の受付がされたものについては、申請  
人等が負担すべき郵便料金は、変更後の郵便料金（新料金）とする。

2 本月 30 日 17 時 15 分までに登記・供託オンライン申請システムにより  
郵送による交付の請求の受付がされた商業・法人登記の登記事項証明書等の  
交付請求に関する事務のうち、請求の受付時に登記所職員による審査が必要  
となるもの（代表者事項証明書のオンライン交付請求及び印鑑証明書のオン

ライン交付請求等の登記・供託オンライン申請システム上の処理状況が「審査待（自動判定外）」となるものについては、登記所職員による審査処理の完了後に手数料が算定され、当該手数料額が申請人等に通知されることから、当該請求については、本月 30 日 17 時 45 分までに、当該審査処理を完了する必要があるので、留意すること。

2024年6月13日  
日本郵便株式会社

郵便料金の改定および新料額の普通切手の発行などについて

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也／以下「日本郵便」）は、2024年10月1日（火）から、次のとおり、郵便物の料金を改定します。

1 背景

郵便サービスについて、日本郵便は、これまでも、手紙文化の振興その他の郵便利用拡大のための取り組みや、機械化その他の生産性向上による業務の効率化に取り組んできたところですが、昨今のデジタル化の進展などにより、郵便物数は、2001年度をピークに大きく減少しており、今後も、右肩下がり傾向が継続していくことが見込まれます。他方で、人件費、燃料費などの上昇、協力会社への適正な価格転嫁その他の調達コストの増加など、営業費用の増加が見込まれるところです。

日本郵便では、引き続き、賃上げや適正な価格転嫁の推進、郵便利用拡大のための取り組みを実施していくとともに、更なる業務効率化の取り組みを推進してまいり所存ですが、今後とも、郵便サービスの安定的な提供を維持していくためには、郵便料金の引上げをお願いせざるを得ない状況にあります。

こうした中、2024年6月13日（木）に25g以下の定形郵便物の上限額を定めている郵便法施行規則の規定が改正されたことを受け、今回、郵便料金の改定を実施することとしたものです。

日本郵便では、今後も抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2 郵便料金の改定内容

主な改定内容は、次のとおりです。（詳細は、[別紙1](#)をご覧ください。）

(1) 定形郵便物

ア 25g以下の定形郵便物の料金は、84円→110円とします。

イ 25g超50g以下の定形郵便物の料金は、サービス改善の一環として重量区分を1区分に統合するため、94円→110円とします。

(2) 通常はがき

63円→85円とします。

(3) その他

ア その他の料金は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本としますが、以下のとおり、特定封筒郵便物（レターパックなど）などについては、特にお客さま利便などの観点からこれより低い15%程度の改定率とします。

(ア) 50g以下の定形外郵便物（規格内）  
120円→140円

(イ) 特定封筒郵便物  
・レターパックライト 370円→430円  
・レターパックプラス 520円→600円  
・スマートレター 180円→210円

(ウ) 速達

・250gまで 260円→300円  
・250g超1kgまで 350円→400円  
・1kg超 600円→690円

- イ 一部の料金は、据え置きます。  
料金を据え置くもののうち主なものは、次のとおりです。  
(ア) 第三種郵便物および第四種郵便物の料金  
(イ) 2023年10月に料金改定を行った書留などの料金

### 3 実施日

2024年10月1日（火）

### 4 新料額の普通切手の発行など

郵便料金の改定に伴う新料額の普通切手、郵便はがきなどを、2024年9月2日（月）に発行し、同日午前9時から販売します。

また、新料額の普通切手、郵便はがきなどの販売に伴い、旧料額のものは、2024年9月30日（月）をもって販売を終了します。

詳細は、別紙2および別紙3をご覧ください。

以上

#### 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00~21:00

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようご注意ください。